



NO. 147 (通号 238 号)  
令和 2 年 6 月号

# くらしのフレッシュ便

## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

### 身に覚えのないマスクや消毒液等の送り付けにご注意ください！

#### 〈相談内容〉

家のポストにビニール袋入りの不織布マスク 50 枚が国際郵便で送られてきた。注文しておらず、差出人にも覚えがなかった。納品書や請求書は入っておらず、差出人欄に国内の連絡先の電話番号だけが書いてあった。不審である。どうしたらよいか。



(60歳代 男性)

#### 〈アドバイス〉

事前に勧誘の電話などがなく、一方的に商品を送り付けて代金の支払いを請求する手口を「送り付け商法 (ネガティブオプション)」といいます。今回の相談の場合、売買契約は成立していないので、代金を支払う義務はありません。また、事業者にも連絡をする必要はありません。商品の送付があった日から、事業者による引き取りがないまま 14 日間が経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。その後の事業者による商品の引き取りに応じる必要はありません。また、マスクが送り付けられたが、実は同居している家族が通販サイトなどでマスクを購入していたというケースもみられます。通販サイトなどでマスクを購入した際には、その旨を同居している家族に必ず伝えるようにしましょう。

布製マスクの全戸配布に便乗した悪質な送り付け商法に関する相談が増加しています。

商品が届いても慌てて事業者にも連絡したりせず、使用せずに保管し、14 日間経ってから処分しましょう。慌てて事業者にも連絡してしまうと、まだ知られていない個人情報も聞き出されてしまう可能性があります。

特別定額給付金の支給を装った詐欺にもご注意ください。

給付金の手続きを装い、キャッシュカードを詐取された手口が県内でも報告されています。新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質な商法には引き続きご注意ください。不審に思った時には消費者ホットライン (☎ 188) にご相談ください。

## 生活情報ファイル

### 「密」を避けて気持ち良く買物をするために

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、スーパーなどの店舗で買物をするときには、従業員と消費者が理解・協力しあうことが大切です。次の点に注意して「密」を減らし、気持ちよく買物を楽しみましょう。



できるだけ少人数で買物に行きましょう。

買物の際にはマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。

お店の滞在時間をできるだけ短くしましょう。

事前に買物メモなどの購入計画を立てておきましょう。

混んでいる時間を避けて買物を楽しみましょう。

また、レジ待ちの際にはできるだけ 1 人で、間隔を空けて並びましょう。

Q. 連帯保証人についての説明のうち適切なものを選びなさい。

1. 保証人と連帯保証人の違いは名称だけで責任の重さは同じである。
2. 債権者から返済を求められた場合、債務者に請求せよと主張することができる。
3. 債務者よりも先に財産を差し押さえられることがある。
4. 名前を貸すだけであれば財産的なリスクはない。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### インターネット通販サイトでのトラブルを防ぐために

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、自宅でインターネット通販を利用する方も多いのではないのでしょうか。便利な一方で通販サイトでのトラブルに関する相談も多く寄せられています。次の点に注意して、トラブルを未然に防ぎましょう。



#### 偽ショッピングサイトに注意しましょう。

販売実態がないにもかかわらず、巧みに払込みだけをさせる悪質なサイトが出回っています。

○商品の注文前には販売事業者の情報をよく確認しましょう。

通販サイトに販売事業者の氏名、法人名、住所、電話番号が記載されているか確認しましょう。住所に番地がない、連絡先がメールアドレスのみである場合には偽ショッピングサイトの可能性があります。また、すべての商品が他のサイトと比較して大幅に割引されて場合も注意が必要です。代金を支払ったのに商品が届かないというトラブルでは、代金振込先にサイト名と関係のない個人名義の口座が指定されている場合が多いので注意してください。

#### 定期購入のトラブルに注意しましょう。

「お試し無料」「初回限定〇〇円」などと、気軽に購入できる金額で健康食品や化粧品などを広告し、高額な定期購入をさせるトラブルが多く発生しています。

○「お試し」「初回限定」と無料や数百円をうたう商品は定期購入の可能性が高いので気を付けましょう。

このような商品は定期購入契約である場合が多く、二回目以降の支払いが1回あたり数千円から1万円以上となっている場合が多くあります。無料や格安の金額だからとすぐに購入ボタンを押すのではなく、定期購入になっていないか必ず確認しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。

身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン☎（局番なし）188

「試してみよう、消費者力！第3回」解答と解説⇒（正解—3）

保証人より連帯保証人のほうが重い責任を課せられる。債権者が連帯保証人に返済を求めてきた場合、連帯保証人は保証人と違って債務者に請求せよと主張できる「催告の抗弁権」と債務者の財産について執行（差し押さえ）せよと主張できる「検索の抗弁権」の2つの権利がない。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。